

令和5年度寝屋川市社会福祉法人等指導監査実施計画

寝屋川市が所管する社会福祉法人（以下「法人」といいます。）、家庭的保育事業所等、保育所、幼保連携型認定こども園及び老人福祉施設（以下「施設等」といいます。）に対する今年度の指導監査の実施計画を次のとおり定めます。

1 指導監査の方針等

(1) 指導監査の方針

法人、施設等に対する指導監査は、法人の運営及び施設等の経営が自主的かつ自律的に行われることに配慮し、法令又は通知等に定められた事項について確認を行うことにより、適切な法人の運営又は施設等の経営の確保が図られるよう実施します。

(2) 他機関等との連携

ア 関係行政機関との連携による指導監査

法人及び施設等について、大阪府等関係行政機関と共管する場合は、当該関係行政機関と平素から情報交換を図る等して、連携を強化するとともに、合同による指導監査を実施するよう努めます。

イ 関係所管課等との連携による指導監査の実施

指導監査に当たっては、本市関係所管課等と連携を図り、実施します。

2 実施時期

原則として令和5年7月から令和6年3月まで

3 指導監査の具体的方法等

(1) 実地指導監査

ア 対象法人及び施設等に対する実地指導監査の通知は、原則として実施日の概ね3週間前までに行います。

イ 対象法人の規模等に応じて、原則として福祉部指導監査課の職員からなる2人以上の指導監査班を編成して実施します。

ウ 関係書類を基に、対象法人の運営及び施設等の経営の状況について関係者から事情を聴取するほか、必要に応じて関係設備、帳簿書類等を、実地

に確認することにより行います。

エ 法人の实地指導監査と当該法人が経営する施設等への实地指導監査は、原則として同日に実施します。ただし、法人が複数の施設等を経営する場合は、対象となる施設等の規模、前回の实地指導監査の結果等により、複数の日にわたって実施し、又は一部の施設等を対象として実施することがあります。

オ 实地指導監査において改善の指示を行った事項については、1か月程度の期限を付して、改善報告書の提出を求め、改善状況の確認を行います。

カ 实地指導監査の充実を図るため、必要に応じて、会計の専門家である公認会計士を同行させることとします。

(2) 書面指導監査

対象法人及び施設等に対し、必要に応じて事業概要等に関する書類の提出を求め、提出された書類に基づき、指導監査を実施します。

4 主な指導監査事項

(1) 法人の運営の適正化の推進

ア 運営管理体制の確立

- (ア) 評議員、理事、監事の選任、員数
- (イ) 評議員会、理事会の招集、運営及び議事録の作成・保存
- (ウ) 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬等の額の設定、報酬等支給基準の整備・公表、報酬等の支給、報酬等の総額の公表
- (エ) 定款の備置き、公表
- (オ) 計算書類、現況報告書等の公表

イ 資産管理の適正化

- (ア) 基本財産・その他財産等の区分及び管理
- (イ) 債権・債務の管理（多額の借財の理事会の議決）

ウ 会計管理の適正化

- (ア) 社会福祉法人会計基準等に基づく会計処理並びに会計帳簿、計算関係書類及び財産目録の作成
- (イ) 内部牽制に配慮した体制の確立
- (ウ) 委託費等の弾力運用に係る適正な要件遵守及び会計処理

工 安全確保対策の充実強化

(ア) 避難、消火訓練の実施

(イ) 消火設備その他の非常災害に際しての必要な設備の整備

(2) 施設等の運営の適正化の推進

ア 運営管理体制の確立

(ア) 適切な事業計画の策定

(イ) 人事管理の適正化

(ウ) 「設備及び運営基準」に基づく施設設備の適切な維持管理

(エ) 感染症及び食中毒対策の確立

イ 安全確保対策の充実強化

(ア) 避難、消火訓練の実施

(イ) 消火設備その他の非常災害に際しての必要な設備の整備

(ウ) 施設等の内外における安全管理

(3) 適切な利用者支援の確保

ア 利用者支援の充実

イ 事故防止の取組及び事故発生時の適切な対応

(4) 必要な職員の確保と職員処遇の充実

ア 労働関係法令の遵守状況

イ 職員の確保

ウ 労働条件の改善

エ 職員研修等資質向上対策の推進